

食料供給困難事態対策の実施に関する 基本的な方針

令和 7 年 4 月

はじめに

食料は、人の生命維持に欠かせないものであるだけでなく、健康で充実した生活の基礎として、国民生活にとって極めて重要な物資である。また、食料は農林水産物の生産から流通、加工、販売といった、地域の経済・雇用を支える様々な事業活動を経て最終消費されるものであり、国民経済においても重要な役割を担っている。このため、食料の供給の大幅な不足又はそのおそれがある場合には、買占め、買い急ぎ等の消費者や事業者の購買行動の混乱、食料やその原材料価格の高騰、食品製造における原材料の変更や製造の停止など、国民生活や国民経済に大きな影響が生じ得ることとなる。

このように、食料については、国民生活の安定や国民経済の円滑な運営の観点から、安定的に供給されることが求められる一方、世界的な人口増加による食料需要の拡大、気候変動に伴う干ばつや高温などの異常気象の頻発化、物流・人流のグローバル化による家畜の伝染性疾病や植物病虫害の侵入・まん延リスクの増大など、世界の食料需給を不安定化させるリスクが顕在化している。特に食料や生産資材の多くを海外の特定の国・地域に依存している我が国は、より一層大きな影響を受けるおそれがある。

こうした状況の下、国民生活や国民経済にとって重要な食料の供給が大幅に不足する兆候の段階から政府一体となって対処するため、食料供給困難事態対策本部（以下「本部」という。）の設置、食料供給困難事態の未然防止や解消のための措置などを定めた食料供給困難事態対策法¹（以下「本法」という。）が令和6年6月に成立した。

食料供給困難事態対策の実施に関する基本的な方針（以下「本基本方針」という。）は、本法第3条第1項の規定に基づき、食料供給困難事態対策を総合的かつ一体的に実施するために定めるものであり、今後の社会経済情勢の変化等に応じ、必要に応じ見直すこととする。

なお、本基本方針において使用する用語は、本法において使用する用語の例によるものとする。

¹ 食料供給困難事態対策法（令和6年法律第61号）。

目次

I	食料供給困難事態対策の実施に関する基本的な方向	1
1	事態の深刻度に応じ、事態の深刻化を防ぐことを目的とした対策	1
2	事業者の自主的な事業活動・経営判断を尊重した対策	1
3	政府一体となった総合的な対策	2
II	食料供給困難兆候又は食料供給困難事態に該当するかどうかの基準	3
III	食料供給困難事態対策を実施するための体制	5
1	食料供給困難事態対策本部の設置等に関する手続及びその組織	5
(1)	設置等に関する手続（本法第5条及び第6条）	5
(2)	食料供給困難事態対策本部の組織（本法第7条）	5
2	食料供給困難事態対策の実施に関する方針の策定等	5
3	食料供給困難事態の発生への公示等	6
IV	各段階における対策	7
1	本部設置期間以外の期間において実施する措置の総合的な推進	7
	食料供給困難兆候が発生する前の段階における対策	
(1)	食料供給困難兆候の発生の状況に関する情報の収集・分析	7
(2)	総合的な備蓄の推進	7
(3)	安定的な輸入の確保	9
(4)	要請又は計画作成・届出指示の対象者の把握	10
(5)	食料供給困難兆候等を想定した演習の実施	10
(6)	国民各層における理解の醸成	10
2	食料供給困難事態の発生を未然に防止するため、食料供給困難兆候において実施する食料供給困難事態対策の総合的な推進	10
	食料供給困難兆候が発生した段階における対策	
(1)	食料供給困難兆候の動向及び食料供給困難事態の発生の状況に関する情報の収集・分析	11
(2)	備蓄の活用	11
(3)	出荷又は販売の調整に関する要請	11
(4)	輸入に関する要請	12
(5)	農林水産物の生産に関する要請	12
(6)	加工品等の製造に関する要請	13
(7)	消費者への情報提供や働き掛け	14
3	食料供給困難事態を解消するため、食料供給困難事態において実施する食料供給困難事態対策の総合的な推進	14
	食料供給困難事態が発生した段階における対策	
(1)	出荷又は販売の調整に関する計画の作成・届出等の指示	14

(2) 輸入に関する計画の作成・届出等の指示	15
(3) 生産に関する計画の作成・届出等の指示	16
(4) 加工品等の製造に関する計画の作成・届出等の指示	16
(5) 食料供給困難事態のうち、国民が最低限度必要とする食料の供給が確保されず、又は 確保されないおそれがある場合において実施する措置	17
ア 熱量等を重視した生産の推進（生産転換）	17
イ 価格の規制・統制	18
ウ 割当て・配給の実施	19
V その他食料供給困難事態対策の実施に関し必要な事項	20
1 特定食料及び特定資材の指定に関する事項	20
(1) 特定食料の指定について	20
(2) 特定資材の指定について	21
2 地方公共団体、関係団体等に対する協力の要請	21
3 財政上の措置その他の措置	21
4 国際貿易への影響の配慮及び国際約束との整合性の確保	21

I 食料供給困難事態対策の実施に関する基本的な方向

1 事態の深刻度に応じ、事態の深刻化を防ぐことを目的とした対策

我が国の食料供給に影響を及ぼすリスクとして、気候変動に伴う異常気象や大規模な自然災害、家畜の伝染性疾病や植物病害虫、人の感染症、港湾等での輸送障害、諸外国での紛争や輸出規制など、国内外での様々な事象が想定される。一般にこれらの事象の発生そのものを予測することは困難であるが、当該事象が発生してから実際に我が国の食料供給に影響を及ぼすまでに一定の時間的猶予のあるものもある。

食料の供給不足やそのおそれによる国民生活や国民経済への影響を未然に防ぎ、又は軽減するためには、これらの事象により食料の大幅な供給不足が生じる兆候を捉えた段階から必要な措置を講じ、深刻な事態に至ることを防ぐことが重要である。

このため、食料供給困難事態対策の実施に当たっては、

- ① 食料供給困難兆候²
 - ② 食料供給困難事態³
 - ③ 食料供給困難事態において、国民が最低限度必要とする食料の供給が確保されず、又は確保されないおそれがあると認めるとき⁴
- といったそれぞれの事態（以下「食料供給困難兆候等」という。）の深刻度に応じ、その事態の深刻化を防ぐことを目的として必要な措置を講ずるものとする。

2 事業者の自主的な事業活動・経営判断を尊重した対策

食料供給困難事態対策には、措置対象特定食料等⁵の出荷販売業者等⁶に対する要請や計画⁷の作成・届出の指示等、必要な食料供給を確保するために食料供給に携わる事業者に対応を求める措置が含まれる。こうした措置には事業活動への制約を伴う場合もあり、事業者に対して経営上のリスクを及ぼす可能性がある。

このため、政府の介入を必要最低限にとどめる観点から、本法に基づく食料供給困難事態対策の実施については、事業者の自主的な経済活動に委ねていては十分な供給が確保できない場合に限ることが適当である。

そのため、

- ① 事業者の自主的な取組を促す要請を基本として、要請を行ってもなお、食料供給困難事態を解消することが困難な場合に限り、出荷販売計画等の作成・届出の指示を行うこと
- ② 届出のあった計画に沿って供給が行われたとしても当該事態を解消すること

² 本法第2条第3号に規定する事態。

³ 本法第2条第4号に規定する事態。

⁴ このとき、本法第7条第1項に規定する本部長は、本法第12条第3項の規定に基づき、その旨を公示する。

⁵ 本法第9条第2項第1号に規定する、供給を確保すべき特定食料及び当該特定食料に係る特定資材。

⁶ 本法第15条第1項、第16条第1項、第17条第1項並びに第18条第1項及び第3項に規定する出荷販売業者、輸入業者、農林水産物生産業者、農林水産物生産可能業者、加工品等製造業者及び加工品等製造可能業者。

⁷ 本法第15条第2項に規定する出荷販売計画並びに第16条第2項、第17条第2項及び第18条第2項において読み替えて準用する本法第15条第2項に規定する、輸入計画、生産計画及び製造計画。

が困難であると認めるときは、当初計画の内容等を考慮して計画を変更したとしてもその実行が可能と認められる者に対し、計画の変更の指示を行うことを基本として食料供給困難事態対策を実施することとする。

3 政府一体となった総合的な対策

食料供給困難事態対策には、

- ・ 消費者の不安解消に向けた情報提供や働き掛け、
- ・ 輸入相手国との外交対応や通関手続の迅速化と食品の安全性確保との両立、関税の減免等の輸入対策、
- ・ 平素からの食料や生産資材の運送円滑化、保管施設の確保等の物流対策、
- ・ 食料生産に必要な燃油の確保等のエネルギー対策

等、幅広い関係省庁の役割が想定される。これら関係省庁が連携し、必要な対策を効果的に講ずる観点から、本部の下で、政府一体となった総合的な対策を実施するものとする。

Ⅱ 食料供給困難兆候又は食料供給困難事態に該当するかどうかの基準

我が国の食料供給に影響を及ぼす可能性のある事象が発生した場合、食料供給困難事態対策を実施する必要の有無を判断する必要がある。

本法では事態の深刻度に応じて食料供給困難兆候及び食料供給困難事態の2つの区分を設けるとともに、食料供給困難事態におけるより深刻な段階として、本部の本部長が、「食料供給困難事態において、国民が最低限度必要とする食料の供給が確保されず、又は確保されないおそれがあると認めるとき」（本法第12条第3項）を規定している。

我が国の食料供給に影響を及ぼす可能性のある事象としては様々なケースが想定されるが、食料供給困難兆候等に該当するか否かについて適切かつ迅速に判断することが重要であることから、以下を目安として事態の該当性の判断を行うものとする。

事態	基準（判断の目安）
食料供給困難兆候 （干害、冷害その他の気象上の原因による災害、植物に有害な動植物又は家畜の伝染性疾患の発生又はまん延その他の事象が生じたことにより、特定食料の供給が大幅に不足し、又は不足するおそれがあるため、特定食料の安定供給の確保のための措置を講じなければ食料供給困難事態の発生を未然に防止することが困難になると認められる事態をいう。）	● 我が国の食料供給に影響を及ぼす可能性のある事象の発生又はその影響の予測により、我が国における単一又は複数の品目の特定食料の供給が平年と比べて全国的に2割以上減少し、又は減少するおそれがあるため、本法に基づく食料供給困難事態対策を講じなければ、食料供給困難事態の発生を未然に防止することが困難と認められる場合
食料供給困難事態 （特定食料の供給が大幅に不足し、又は不足するおそれが高いため、国民生活の安定又は国民経済の円滑な運営に支障が生じたと認められる事態をいう。）	● 単一又は複数の品目の特定食料の供給が平年と比べて全国的に2割以上減少し、又は減少するおそれが高いため、当該特定食料や当該特定食料を原材料とする食品の価格の高騰、事業者や消費者の買占め、買い急ぎ等の調達・購買行動の混乱等が生じ、国民生活の安定又は国民経済の円滑な運営に支障が生じたと認められる場合

国民が最低限度必要とする食料の供給が確保されず、又は確保されないおそれがある場合	● 国民1人1日当たりの供給熱量⁸が摂取熱量⁹を下回り、又はそのおそれがある場合であって、同供給熱量が1,850kcal/人・日を下回り、又はそのおそれがある場合
共通・備考	● 供給の減少程度については、「平年と比べて全国的に2割以上減少」することを一つの目安としつつ、2割以上の減少に至らない場合であっても、当該特定食料の備蓄・在庫の有無やその量、国民生活又は国民経済への影響等を総合的に考慮し判断する。 ● 供給の減少が短期的には解消せず、その解消時期の予見が難しい場合や予見できない場合には、実際に供給が減少していない状況においても将来的な供給減少のおそれから価格の高騰が生じるなど国民生活又は国民経済に影響を及ぼす可能性があることを考慮した上で、事態の該当性について判断する。

⁸ 2022 年供給熱量：2,252kcal/人・日（農林水産省「食料需給表」）。

⁹ 平時の摂取熱量。2023 年摂取熱量：1,877kcal/人・日（厚生労働省「国民健康・栄養調査」）。

Ⅲ 食料供給困難事態対策を実施するための体制

食料供給困難事態対策を効率的かつ効果的に政府一体となって講ずる観点から、食料供給困難兆候が発生し、食料供給困難事態の発生を未然に防止するため必要があると認めるときは、内閣総理大臣を本部長とし、全ての国務大臣にて構成する本部を設置し、本法及び本基本方針の定めるところにより食料供給困難事態対策の総合的な推進を図る。

なお、他の法律に基づく政府の対策本部等（災害対策基本法¹⁰に基づく特定災害対策本部等）が設置されている場合には、当該対策本部等と連携を図り、対応するなど、その運営については効率的に行うものとする。

1 食料供給困難事態対策本部の設置等に関する手続及びその組織

（１）設置等に関する手続（本法第５条及び第６条）

- ・ 農林水産大臣は、食料供給困難兆候が発生したと認めるときは、内閣総理大臣に対し、供給が大幅に不足し、又は不足するおそれがある特定食料の需給の見通しその他の必要な情報（供給不足の原因となっている事象の概況や価格の動向等）を報告する。
- ・ 内閣総理大臣は、農林水産大臣から報告があった場合において、食料供給困難事態の発生を未然に防止するため必要があると認めるときは、閣議にかけて、臨時に内閣に本部を設置する。
- ・ 内閣総理大臣は、本部を置いたときは、当該本部の名称並びに設置の場所及び期間を国会に報告するとともに、当該名称並びに場所及び期間を公示する。

（２）食料供給困難事態対策本部の組織（本法第７条）

- ・ 本部長は内閣総理大臣をもって充てるものとし、副本部長は内閣官房長官及び農林水産大臣をもって充てるものとする。
- ・ 本部員は本部長及び副本部長以外の全ての国務大臣をもって充てるものとする。
- ・ 本部の庶務や食料供給困難事態対策を実効的に行うため、内閣官房に内閣官房副長官補を長とする事務局を設置するものとする。
- ・ 本部の庶務は、農林水産省等関係行政機関の協力を得て、内閣官房が処理するものとする。

2 食料供給困難事態対策の実施に関する方針の策定等

本部は、本法第９条及び本基本方針に基づき、

- ① 措置対象特定食料等
- ② 措置対象特定食料等の期間別の供給目標数量

¹⁰ 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）。

③ 食料供給困難事態対策の実施に関する全般的な方針

④ 食料供給困難事態対策の実施に関する重要事項

を内容とする食料供給困難事態対策の実施に関する方針（以下「実施方針」という。）を定めることとし、本部長は実施方針を定めたとき及び変更したときは、直ちに、当該実施方針を公示してその周知を図る。

なお、③の全般的な方針には、実施する食料供給困難事態対策の基本的な考え方、各措置の概要等について記載し、④の重要事項には、対象事業者や期間等の具体的な内容について記載するものとする。

また、関税定率法¹¹、買占め及び売惜しみ防止法¹²、国民生活安定緊急措置法¹³、食糧法¹⁴、物価統制令¹⁵、石油需給適正化法¹⁶その他法令の規定に基づく措置を講ずる必要がある場合には、その旨を実施方針に定めた上で、各法令の要件に従い、本部の下で関係省庁が連携して措置を講ずるものとする。

3 食料供給困難事態の発生への公示等

本部長は、食料供給困難事態が発生したと認めるときは、本法第12条第1項の規定に基づき、食料供給困難事態が発生した旨及び当該食料供給困難事態の概要の公示をし、並びにその旨及び当該概要を国会に報告する。また、当該公示をした後、食料供給困難事態を解消するための食料供給困難事態対策を実施する必要がなくなったと認めるときは、本部長は本法第12条第2項の規定に基づき、速やかに、食料供給困難事態が終了した旨の公示をし、及びその旨を国会に報告する。

本部長は、食料供給困難事態において、国民が最低限度必要とする食料の供給が確保されず、又は確保されないおそれがあると認めるときは、本法第12条第3項の規定に基づき、その旨の公示をし、及びその旨を国会に報告する。また、当該公示をした後、国民が最低限度必要とする食料の供給が確保されないおそれなくなったと認めるときは、本部長は本法第12条第4項の規定に基づき、速やかに、その旨の公示をし、及びその旨を国会に報告する。

¹¹ 関税定率法（明治43年法律第54号）。

¹² 生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和48年法律第48号）。

¹³ 国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号）。

¹⁴ 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号）。

¹⁵ 物価統制令（昭和21年勅令第118号）。

¹⁶ 石油需給適正化法（昭和48年法律第122号）。

IV 各段階における対策

1 本部設置期間以外の期間において実施する措置の総合的な推進

食料供給困難兆候が発生する前の段階における対策

食料供給困難兆候等を未然に防止し、又はその早期の解消を図るためには、国内生産の増大を基本とし、これと併せて安定的な輸入及び備蓄の確保を行うことにより、平時から食料の安定供給の確保を図ることが重要である。

このため、平時から、農業生産の基本となる農地や農業者などの生産基盤や、食料・生産資材のサプライチェーンの維持・強化のための施策を推進することにより食料自給率の向上等を図る。これらに加え、本基本方針に示す食料供給困難事態対策を機動的に講ずることができるよう、国内外の食料需給に関する情報の収集・分析、適切かつ効率的な備蓄の運用、安定的な輸入の確保等、以下の取組を平時から推進する。

(1) 食料供給困難兆候の発生の状況に関する情報の収集・分析

食料供給困難事態対策を機動的に講ずるためには、平時から国内外の食料需給に関する情報を収集・分析し、特に食料供給困難兆候の発生が懸念される事案については速やかに把握し、その影響を分析する必要がある。このため、農林水産省において、主要な農林水産物等の生産国・輸出国における動向を調査・分析するとともに、関係省庁が有する国際的な物流状況等に関するデータや、我が国における食料供給の減少につながり得る気象状況等に係るデータ等も踏まえ、その影響を予測・分析する。また、これらを効率的かつ効果的に行うためにデジタル技術を活用しつつ関係省庁や関係団体と連携するものとする。

また、平時から、これらの食料供給に影響を与える可能性のある様々なリスクの検証を行う。

なお、状況の推移によって、食料供給困難兆候等に発展するおそれがある場合には、平時から行っている情報収集・分析を強化するとともに、国民への適時適切な情報提供を通じて、国民の不安感の払拭に努めるものとする。

(2) 総合的な備蓄の推進

食料供給困難兆候等に的確に対処するためには、平時から、本法第4条の規定（特定食料等の需給状況に関する報告の徴収）も活用しつつ、国内における特定食料又は特定資材のサプライチェーンの状況を把握し、食料供給困難兆候等の発生時に、特定食料又は特定資材の出荷又は販売の調整や輸入の促進等の要請等を速やかに行うことができるよう備えることが基本となる。

備蓄は、そのような食料供給困難兆候等の発生初期において効果的な手段となり得るが、備蓄できる数量には限界があり、一時的な措置であることに留意する必要がある。

くわえて、食料は、その特性として時間の経過による品質低下を伴うものが多いため、その備蓄については、基本的には定期的に在庫を回転させる必要があるほか、温度管理のできる貯蔵施設の確保も必要になるなど恒常的にコストが発生する。そのため、国による備蓄や国が民間事業者を支援して行う備蓄（以下「公的備蓄」という。）に際しては、財政負担を考慮する必要がある。

以上を踏まえると、四方を海に囲まれた我が国においては、ある程度の期間の保存に耐え得る主な食料について、品目ごとのリスクを踏まえ、海上輸送に要する期間等を考慮した上で、国内に存在する民間在庫も含めた量を官民合わせた備蓄としてトータルで捉える、総合的な備蓄を推進することが適当であることから、この考え方に立って、本法に基づき事業者に対する出荷又は販売の調整や輸入の促進等の要請等を行うこととする。

なお、食料供給困難兆候等の発生時にそれら要請等を行うための基礎的資料となる国内在庫の所在に関する情報等については、既存の調査に加え、本法第4条の規定に基づき、特定食料又は特定資材の国内流通実態等を調査することにより把握することとし、その結果を踏まえ、必要に応じ、本基本方針の変更を検討する。また、在庫に関する情報は民間事業者にとって重要かつ機微なものであることを踏まえ、当該調査の実施に当たっては国の情報管理に万全を期すものとする。

ア 特定食料

国内で自給可能な米穀については、食糧法にのっとり、「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」に基づいて国が主食用米を備蓄している¹⁷ほか、民間在庫が150万～200万トン程度¹⁸存在していると見込まれる。これらにより平時需要の約2割（140万トン）以上を確保可能であることから、食料供給困難事態の目安である全国的に供給が2割以上減少する事態にも対応可能となっている。これらの対応によってもなお、国民が最低限度必要とする食料の供給が確保されず、又は確保されないおそれがある事態に至った場合にはミニマム・アクセス米を活用することとし、その具体的方法を事前に検討する。

米穀以外の、現状、国内生産で需要を賄うことが困難である品目については、平時からの対策として、国内生産の増大を基本としつつ、安定的な輸入の確保に努めるとともに、総合的な備蓄を推進する。小麦¹⁹、大豆（食用）²⁰

¹⁷ 令和6年10月の「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」では、国が行う備蓄については、米穀の生産量の減少によりその供給が不足する事態に備え、必要な数量の米穀を在庫として保有することとされていることから、毎年6月末時点での在庫量100万トン程度を現行の適正水準として、需給状況を踏まえつつ必要な数量の米穀を保有することとしている。

¹⁸ 毎年6月末時点での期末在庫量。

¹⁹ 食糧用小麦については、代替輸入に要する期間等を考慮し、輸入小麦の需要量の2.3か月分を備蓄している（うち1.8か月分について国が保管料を助成）。

²⁰ 大豆（食用）の流通については、国産大豆は産地、集荷団体、問屋、加工メーカー等により、輸入大豆は輸入商社、加工メーカー等により担われており、流通在庫・メーカー在庫としても一定量存在している。

については、これまでの備蓄制度の経緯を踏まえ、輸入リスクの低減及び国産の安定供給・生産振興を図る観点から、豊凶の変動が生じた場合でも国内の需要に応じた生産等に影響を与えないよう、民間の調整保管能力を活用することとし、畜産物²¹、植物油脂類²²及び砂糖類²³については、その貿易状況や保存特性を踏まえつつ、本法第4条の規定等に基づく調査等を行うことにより国内在庫等の把握に努め、食料供給困難兆候等の発生時には、品目ごとの特性に応じ、速やかに本法に基づく出荷又は販売の調整や輸入の促進等の要請等を行うことができるよう備えることとする。

イ 特定資材

特定食料の生産に必要な肥料²⁴、飼料²⁵、種苗²⁶、農薬²⁷、動物用医薬品²⁸といった特定資材についても、その安定的な供給に努めることが重要であることから、本法第4条の規定等に基づく調査等を行うことにより国内在庫等の把握に努め、食料供給困難兆候等の発生時には、品目ごとの特性に応じ、速やかに本法に基づく出荷又は販売の調整や輸入の促進等の要請等を行うことができるよう備えることとする。

(3) 安定的な輸入の確保

国内生産では需要を満たすことができない農産物等の安定供給を図るとともに、食料供給困難兆候等においても円滑な輸入を確保する上で、平時から輸入相手国との良好な関係の維持・強化、輸入先の多角化を含む安定的な輸入に資する調達・流通基盤の強化を推進することが重要である。このため、平時から輸入相手国との連携強化のための政府間対話、官民の意見交換を通じた貿易・政策情報等の共有、主要生産国における生産・輸出状況、輸送能力等の情報の把握、我が国事業者が輸入相手国に有する調達網への投資の促進等の取組を行う。

²¹ 畜産物については、日々生産されることに加え、食肉は主としてチルド（摂氏0度前後の凍結しない程度の温度で冷蔵されている状態のもの）で流通する、鶏卵や牛乳については保存が利かない、といった特性に留意する必要がある。

²² 植物油脂のうち大豆油、なたね油については、原料の油糧種子を製油事業者のサイロで一定量保管している。パーム油については、低温で固形化する性質のため定温で一定量保管されている。これらの植物油脂の間には代替性がある。

²³ 保存性が高く賞味期限がない品目。精製糖事業者が原料糖や製品の形で保管していることに加え、流通在庫としても一定量存在していると考えられる。

²⁴ 肥料については、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和4年法律第43号）に基づき、供給途絶リスクが顕在化している主要な肥料原料のりん安と塩化加里について、代替国からの調達に要する期間を考慮して、年間需要量3か月分の備蓄を進めている。

²⁵ 飼料のうち、輸入依存度の高い飼料穀物については、一時的な輸入の停滞等に備え、民間企業が約1か月分の需要量に相当する約100万トンとを備蓄しており、このうち過去の大震災に匹敵する事態にも対応可能な75万トンについて、国が保管経費の一部を助成している（令和6年4月現在）。

²⁶ 主要な食料（米穀、小麦、大豆）の種子については、国内産種子需要に対する供給率は100%。

²⁷ 農薬については、輸出も行っていることに加え、輸入先も分散している。

²⁸ 動物用医薬品については、輸出も行っていることに加え、輸入先も分散している。

(4) 要請又は計画作成・届出指示の対象者の把握

食料供給困難兆候等が発生した場合には、必要に応じて主務大臣は本法第15条から第18条までの規定に基づく出荷又は販売の調整等に関する要請や計画作成・届出の指示を行うこととなる。その際には、当該事態の早期解消を期するためには的確かつ迅速に要請等を行う必要があることを踏まえ、要請等の対象となり得る事業者について、特定食料・特定資材ごとに、必要に応じて地方公共団体や関係団体等の協力を得つつ、把握・整理に努めるものとする。

(5) 食料供給困難兆候等を想定した演習の実施

食料供給困難兆候等が発生した場合、本部の設置や、必要な食料供給困難事態対策の検討・実施など、本法及び本基本方針に基づく各種措置を効率的かつ効果的に講ずることが重要である。このため、食料供給困難兆候等の発生を想定し、当該事態に応じて必要となる措置や手続等を確認しつつ、実効性や課題を検証するための演習を平時から定期的に実施するものとする。

(6) 国民各層における理解の醸成

食料供給困難事態対策が効率的かつ効果的に実施されるためには、その実施に当たる国はもとより、地方公共団体、農業者、食品産業事業者、消費者など国民各層の理解と協力が不可欠である。

このため、国は、平時から国内農業の重要性を始めとして我が国の食料をめぐる現状や課題、食料需給や価格動向等についての積極的な情報発信に努めるとともに、本法及び本基本方針に示す内容・考え方について丁寧に説明し、周知に努めるものとする。また、対策の実効性を高めるためにも、国は、食料や生産資材の輸入を行う商社などに対しては、代替輸入先や輸入ルートを迅速に変更できるよう平時からの情報収集や検討を行うこと、農業者や食品産業事業者に対しては、食料や生産資材の供給が減少するリスクを想定し事業継続するための方策を検討すること、消費者に対しては、正しい情報を見極め、パニックに陥ることなく適切な消費行動がとれるよう努めることなど国民それぞれが日頃から食料の供給不足に対応するための備えを行う重要性について、理解の醸成を図る。

2 食料供給困難事態の発生を未然に防止するため、食料供給困難兆候において実施する食料供給困難事態対策の総合的な推進

食料供給困難兆候が発生した段階における対策

食料供給困難兆候においては、事態の深刻化を防ぎ、国民生活の安定又は国民経済の円滑な運営への支障を避けることを目的として、本部において策定する実施方針に基づき、以下の予防的かつ初動的な対策を行う。

なお、食料供給困難事態に至った場合においても、食料供給困難兆候において実施する対策を必要に応じて強化・推進する。

（１）食料供給困難兆候の動向及び食料供給困難事態の発生の状況に関する情報の収集・分析

食料供給困難兆候が発生した場合には、事態の状況や推移を正確かつ即時に把握し、追加的な対策の必要性等を速やかに検討する必要があることから、本法第４条の規定による報告の徴収を強化しつつ、必要に応じ、これに応じない事業者や、買占めを行っているとの疑義情報のある事業者などについては、本法第21条第１項の規定に基づく立入検査を行うなどにより、情報の収集・分析を強化する。

（２）備蓄の活用

国内生産の減少や輸入量の減少等による供給不足に対処するため、公的備蓄がなされている措置対象特定食料等については、需給の見通しや価格動向等を踏まえ、計画的に必要な量を市場に供給する。

なお、これら公的備蓄の活用に関して必要な手続等については、食糧法等の法令等の定めに基づき実施するものとするが、備蓄の供給量や時期等の内容は、本法に基づく実施方針と整合を図るものとする。

（３）出荷又は販売の調整に関する要請

食料供給困難兆候においては、実際に措置対象特定食料等の供給が減少していない場合であっても、供給不足が生じ得る不安等から、需要側では必要量以上の買占めや買い急ぎ、供給側では売惜しみや売り急ぎが生じるおそれがあり、これらが価格の高騰や地域間・業種間における需給の不均衡につながり、更なる買占め、売惜しみ等を招くなど連鎖的に悪影響を及ぼすことが懸念される。

こうした買占め、売惜しみ等を防ぎ、需給の見通しや価格動向に応じた適正な供給を確保するため必要がある場合には、主務大臣は本法第15条第１項の規定に基づき、措置対象特定食料等の出荷販売業者に対して、出荷・販売に関する数量、仕向け先等について調整するよう要請する。

要請については、当該措置対象特定食料等の流通の特徴や実際の事態の状況を踏まえつつ、需給の見通しに応じた国全体の適正な出荷・販売の考え方を示した上で、在庫の放出や保管、輸出仕向けの食品を国内仕向けに変更するなど、出荷・販売を行う地域や用途といった仕向け先の調整等により当該措置対象特定食料等を適正に出荷・販売することや、規格外品の出荷や廃棄の抑制等による出荷量・販売量を確保すること等について要請する。また、効率的かつ効果的に出荷又は販売の調整を図る観点から、供給確保のために最低限必要な範囲で一定規模以上の取扱量や在庫量を有する出荷販売業者を対象として、必要に応じて平時から当該措置対象特定食料等の出荷販売業者との連絡調整等を行っている関係団体等の協力を得つつ、要請することを基本とする。

なお、出荷又は販売の調整等に当たって特に必要がある場合には、当該措置対象特定食料等の輸送の事業を行う者に対し、円滑な流通に向けた協力についての働き掛けや、実施方針に定めるところにより、法令の要件に従い、国民生活安定緊急措置法に基づく輸送に関する指示を行うなど、適正な流通の確保を図るものとする。

（４）輸入に関する要請

国内生産や輸入が大幅に減少し、又はそのおそれがある場合、追加的な輸入を行うことや、輸入相手国や輸入ルートを変更すること等の対応が想定される。特定食料及び特定資材のうち、米穀や小麦など主として国家貿易によって輸入が行われているものについては、国の判断の下、入札条件の変更や新たな入札を行うなど機動的な国家貿易を通じて、必要な輸入量を確保する。一方、民間貿易により輸入が行われているものについては、まずは事業者の経営判断の下で輸入の確保が図られることになるが、供給が不足するおそれがあるような状況においては、一般に事業者にとって需給を見通し難く、平時とは異なるリスクが生じている可能性があり、円滑な輸入の確保が困難な場合も考えられる。

このため、事業者による輸入を促進するため必要がある場合には、主務大臣は本法第 16 条第 1 項の規定に基づき、措置対象特定食料等の輸入業者に対して、輸入を促進するよう要請する。

要請については、需給の見通しに応じて国全体として必要となる輸入量等を示した上で行うこととし、当該措置対象特定食料等の輸入の特徴や実際の事態の状況を踏まえつつ、効率的かつ効果的に輸入の促進を図る観点から、供給確保のために最低限必要な範囲で一定規模以上の輸入量を有する輸入業者を対象として、必要に応じて平時から当該措置対象特定食料等の輸入業者との連絡調整等を行っている関係団体等の協力を得つつ、要請することを基本とする。

（５）農林水産物の生産に関する要請

国内において連続した不作等による生産減少が見込まれる場合や、輸入相手国における輸出規制など供給不足の終期が見込み難い場合であって、備蓄の活用や出荷又は販売の調整、輸入の促進によってもなお、供給不足の解消が困難と見込まれる場合にあっては、国内において増産を図る必要がある。

しかしながら、一時的な輸入の増大等の可能性から需給の見通しが不透明な場合等においては、適切な国内生産が図られないことも想定されることに加え、農産物には作付準備から収穫・出荷までに 1 年程度要するものもあることから、計画的に増産が図られるよう、本法に基づく生産の促進の要請を行うことも想定される。

そのような場合にあっては、主務大臣は本法第 17 条第 1 項の規定に基づき、

措置対象特定食料等の農林水産物生産業者に対し生産を促進するよう要請し、又は農林水産物生産可能業者に対し生産に協力するよう要請する。なお、農林水産物生産可能業者は、主務省令上、当該措置対象特定食料等以外の農林水産物の生産の事業を行う者であって、気象条件、地理的条件その他の自然的条件を考慮して、現に利用することができる土地、施設、設備、機械、技術その他の経営資源を活用することにより当該措置対象特定食料等の生産をすることができるものと認められるものとしている。そのため、例えば専ら自家消費を目的とし小規模に農林水産物の生産を行っているものの、事業としてその生産を行っていない者や、樹木の伐根や施設の撤去を行わなければ当該措置対象特定食料等を生産できないような者は該当しない。

要請については、需給に応じて国全体として必要となる生産量等を示した上で、他の農林水産物の生産に可能な限り影響を及ぼさないことを基本として行うこととする。また、当該措置対象特定食料等の生産の特徴や実際の状況等を踏まえつつ、効率的かつ効果的に生産の促進を図る観点から、供給確保のために最低限必要な範囲で一定規模以上の生産能力を有する担い手などの、農林水産物生産業者等を対象として、必要に応じて平時から当該措置対象特定食料等の農林水産物生産業者等との連絡調整等を行っている関係団体等の協力を得つつ、要請することを基本とする。

なお、特定食料の生産の促進のため必要な場合にあつては、本法第15条から第18条までの規定に基づき、特定資材の出荷又は販売の調整等の措置を講じ、必要な特定資材の確保を図る。

(6) 加工品等の製造に関する要請

措置対象特定食料等（特定食料及び特定資材のうち農林水産物以外のものに限る。）について製造を促進することが必要であると認めるときには、主務大臣は本法第18条第1項の規定に基づき、加工品等製造業者に対し、製造を促進するよう要請する。

また、本法第18条第1項の規定による要請をしてもなお食料供給困難事態の発生を未然に防止することが困難と認めるときには、同条第3項の規定に基づき、主務省令で定める要件に該当する加工品等製造可能業者に対し、当該措置対象特定食料等の製造に協力するよう要請する。

要請については、国全体として必要となる製造量等を示した上で行うこととし、当該措置対象特定食料等の製造の特徴や実際の状況等を踏まえつつ、効率的かつ効果的に製造の促進を図る観点から、供給確保のために最低限必要な範囲で一定規模以上の製造能力を有する加工品等製造業者及び加工品等製造可能業者を対象として、必要に応じて平時から当該措置対象特定食料等の加工品等製造業者等との連絡調整等を行っている関係団体等の協力を得つつ、要請することを基本とする。

(7) 消費者への情報提供や働き掛け

消費者による食料の必要以上の買占め・買い急ぎは、価格の高騰や需給の不均衡を招くのみならず、食品廃棄の発生にもつながるおそれがあり、結果として供給量の減少に拍車を掛けることも想定される。こうした買占め等は連鎖的に生じ得ることから、消費者の不安感を増大させないよう、需給や価格動向、対策の内容やその理由等について正確かつ分かりやすい情報を迅速に提供するとともに、その上で買占め・買い急ぎや食品廃棄の抑制について働き掛けを行うことが重要である。

そのため、消費者への情報提供や働き掛けに当たっては、

- ・ 情報の透明性や客観性を確保する
- ・ 国からホームページやソーシャルネットワーキングサービス（SNS）等の多様な媒体を用いて直接発信するほか、新聞やテレビ等のマスメディアの協力を得つつ、広く発信する
- ・ 発信した情報に対する消費者の反応等を踏まえ、継続的かつ適時適切な情報提供を行う

こととする。

農林水産省や消費者庁、内閣府大臣官房政府広報室など関係府省が広報を行う場合には、その内容や実施時期、方法について緊密に連携した上で対応するとともに、消費者等の問合せ窓口を設置し、その明確化を図るものとする。

また、消費者の買占め・買い急ぎを抑制する観点から、出荷販売業者のうち小売業者に対して、必要に応じて本法第15条第1項の規定に基づく販売数量の制限の要請を行うほか、インターネット上での売買仲介サービス等において、高額な転売が横行している場合には、当該サービス提供業者に対して、出品制限等を行うよう働き掛けを行う。

3 食料供給困難事態を解消するため、食料供給困難事態において実施する食料供給困難事態対策の総合的な推進

食料供給困難事態が発生した段階における対策

食料供給困難事態は、特定食料の供給が大幅に不足し、又は不足するおそれが高いため、国民生活の安定又は国民経済の円滑な運営に支障が生じている状況であり、当該事態の早期解消を図る観点から、以下の対策を講ずる。

(1) 出荷又は販売の調整に関する計画の作成・届出等の指示

主務大臣は、本法第15条第1項の規定による要請をしてもなお食料供給困難事態を解消することが困難であると認められ、必要がある場合には、同条第2項の規定に基づき、当該要請を受けた出荷販売業者に対し、出荷販売計画を作成し、届け出るべきことを指示する。

当該計画の作成・届出の指示に当たっては、当該措置対象特定食料等の流通の特徴や実際の状況等を踏まえつつ、効率的かつ効果的に出荷又は販売の調整を図る観点から、供給確保のために最低限必要な範囲で一定規模以上の取扱量や在庫量を有する出荷販売業者を対象として、必要に応じて、平時から当該措置対象特定食料等の出荷販売業者との連絡調整等を行っている関係団体等の協力を得つつ、指示することを基本とする。

なお、出荷販売計画は、政府として確保可能な供給量を正確に把握し、供給確保のための措置を適切に講ずるために不可欠なものであることから、措置対象特定食料等の出荷・販売の実績及び見通しに加え、その見通しを踏まえ出荷又は販売の調整を図る上で支障となる事項についても主務省令に基づき記載を求めることとする。

また、主務大臣は、本法第15条第2項の規定による指示に従って届出がされた全ての出荷販売計画に沿って出荷又は販売が行われたとしても食料供給困難事態を解消することが困難であると認めるときは、当該措置対象特定食料等の流通の特徴や実際の状況等を踏まえつつ、出荷販売計画の変更が可能と見込まれる出荷販売業者に限り、同条第4項の規定に基づき、当該出荷販売計画を変更すべきことを指示する。

（２）輸入に関する計画の作成・届出等の指示

主務大臣は、本法第16条第1項の規定による要請をしてもなお食料供給困難事態を解消することが困難であると認められ、必要がある場合には、同条第2項の規定において読み替えて準用する本法第15条第2項の規定に基づき、当該要請を受けた輸入業者に対し、輸入計画を作成し、届け出るべきことを指示する。

当該計画の作成・届出の指示に当たっては、当該措置対象特定食料等の輸入の特徴や実際の状況等を踏まえつつ、効率的かつ効果的に輸入の促進を図る観点から、供給確保のために最低限必要な範囲で一定規模以上の輸入量を有する輸入業者を対象として、必要に応じて平時から当該措置対象特定食料等の輸入業者との連絡調整等を行っている関係団体等の協力を得つつ、指示することを基本とする。

なお、輸入計画は、政府として確保可能な供給量を正確に把握し、供給確保のための措置を適切に講ずるために不可欠なものであることから、措置対象特定食料等の輸入の実績及び見通しに加え、その見通しを踏まえ輸入の促進を図る上で支障となる事項についても主務省令に基づき記載を求めることとする。

また、主務大臣は、本法第16条第2項の規定において読み替えて準用する本法第15条第2項の規定による指示に従って届出がされた全ての輸入計画に沿って輸入が行われたとしても食料供給困難事態を解消することが困難であると認めるときは、当該措置対象特定食料等の輸入の特徴や実際の状況等を踏まえつ

つ、輸入計画の変更が可能と見込まれる輸入業者に限り、本法第16条第2項の規定において読み替えて準用する本法第15条第4項の規定に基づき、当該輸入計画を変更すべきことを指示する。

（３）生産に関する計画の作成・届出等の指示

主務大臣は、備蓄の活用や出荷又は販売の調整、輸入の促進を図った上で、本法第17条第1項の規定による要請をしてもなお食料供給困難事態を解消することが困難であると認められ、必要がある場合には、同条第2項の規定において読み替えて準用する本法第15条第2項の規定に基づき、当該要請を受けた農林水産物生産業者等に対し、生産計画を作成し、届け出るべきことを指示する。

当該計画の作成・届出の指示に当たっては、当該措置対象特定食料等の生産の特徴や実際の状況等を踏まえつつ、効率的かつ効果的に生産の促進を図る観点から、供給確保のために最低限必要な範囲で一定規模以上の生産能力を有する担い手などの、農林水産物生産業者等を対象として、必要に応じて平時から当該措置対象特定食料等の農林水産物生産業者等との連絡調整等を行っている関係団体等の協力を得つつ、指示することを基本とする²⁹。

なお、生産計画は、政府として確保可能な供給量を正確に把握し、供給確保のための措置を適切に講ずるために不可欠なものであることから、措置対象特定食料等の生産の実績及び見通しに加え、その見通しを踏まえ生産の促進を図る上で支障となる事項についても主務省令に基づき記載を求めることとする³⁰。

また、主務大臣は、本法第17条第2項の規定において読み替えて準用する本法第15条第2項の規定による指示に従って届出がされた全ての生産計画に沿って生産が行われたとしても食料供給困難事態を解消することが困難であると認めるときは、当該措置対象特定食料等の生産の特徴や実際の状況等を踏まえつつ、主務省令で定める者³¹であって、生産計画の変更が可能と見込まれる農林水産物生産業者等に限り、本法第17条第3項の規定に基づき、当該生産計画を変更すべきことを指示する³²。

（４）加工品等の製造に関する計画の作成・届出等の指示

主務大臣は、本法第18条第1項の規定による要請をしてもなお食料供給困難

²⁹ 例えば、米穀を生産するための土地や機械、技術など経営資源を有していない花きや畜産物の生産業者に対して、米穀の生産に関する要請や計画の作成・届出の指示を行うことはない。

³⁰ 作成・届出する計画の内容は、必ずしも増産（作付面積や生産量の拡大）するなど過度な負担を伴うものである必要はなく、指示を受けた当該農林水産物生産業者等の判断に基づき、実施可能と見込まれる内容でよい。また、補助事業や公的調査などにより国として把握し利用可能な情報がある場合には、それらを活用すること等を通じて、農林水産物生産業者等の計画の作成・届出に係る負担を軽減するよう努めるものとする。

³¹ 通常生産している期間以外に措置対象特定食料等を生産できる者（例えば二毛作や二期作が可能なる者）や、品種や生産方法の変更により生産量を拡大できる者（例えば多収品種の栽培経験があり、苗の確保が可能なる者）、除草や耕うんにより生産面積の拡大が可能なる者（例えば耕作可能な休耕地の利用が可能なる者）が該当。

³² ここでいう生産計画の変更は、現に当該措置対象特定食料等の生産を行っている者に対して行うことが基本であり、例えば、米穀を生産するために果樹の生産業者に果樹の伐根を指示するようなことはない。

事態を解消することが困難であると認められ、必要がある場合には、同条第2項の規定において読み替えて準用する本法第15条第2項の規定に基づき、当該要請を受けた加工品等製造業者に対し、製造計画を作成し、届け出るべきことを指示する。

当該計画の作成・届出の指示に当たっては、当該措置対象特定食料等の製造の特徴や実際の状況等を踏まえつつ、効率的かつ効果的に製造の促進を図る観点から、供給確保のために最低限必要な範囲で一定規模以上の製造能力を有する加工品等製造業者を対象として、必要に応じて平時から当該措置対象特定食料等の加工品等製造業者との連絡調整等を行っている関係団体等の協力を得つつ、指示することを基本とする。

なお、製造計画は、政府として確保可能な供給量を正確に把握し、供給確保のための措置を適切に講ずるために不可欠なものであることから、措置対象特定食料等の製造の実績及び見通しに加え、その見通しを踏まえ製造の促進を図る上で支障となる事項についても主務省令に基づき記載を求めることとする。

また、主務大臣は、本法第18条第2項の規定において読み替えて準用する本法第15条第2項の規定による指示に従って届出がされた全ての製造計画に沿って製造が行われたとしても食料供給困難事態を解消することが困難であると認めるときは、当該措置対象特定食料等の製造の特徴や実際の状況等を踏まえつつ、製造計画の変更が可能と見込まれる加工品等製造業者に限り、本法第18条第2項の規定において読み替えて準用する本法第15条第4項の規定に基づき、当該製造計画を変更すべきことを指示する。

(5) 食料供給困難事態のうち、国民が最低限度必要とする食料の供給が確保されず、又は確保されないおそれがある場合において実施する措置

食料供給困難事態のうち、国民が最低限度必要とする食料の供給が確保されず、又は確保されないおそれがある場合は、複数品目の食料輸入が大幅に、かつ長期にわたって減少し、又はそのおそれがある状況と考えられることから、国内において供給熱量を重視した生産や、限られた食料の公平な配分、高騰する食料価格の安定に向けた対策が必要となる。このため、実施方針を変更した上で、当該実施方針に基づき、2及び(1)から(4)までに掲げる食料供給困難事態対策を一層強化・推進するとともに、本法以外の法制度も活用しつつ、国民の理解と協力の下に、以下の対策を講ずる。

ア 熱量等を重視した生産の推進（生産転換）

平時の食料消費の状況からのかい離を極力小さくとどめることを前提に、実際の状況を踏まえつつ、熱量効率や最低限必要なビタミン等の栄養素等を考慮し、例えばいも類など生産の促進を図るべき農林水産物について、必要に応じて特定食料として政令指定（追加）することとする。

その上で、主務大臣は、新たに政令指定した措置対象特定食料等（農林水産物に限る。以下アにおいて同じ。）について、2（5）のとおり、農林水産物生産業者に対する生産の促進の要請又は農林水産物生産可能業者に対する生産の協力の要請を行う。ただし、この要請に当たっては、事態の深刻度に鑑み、可能な限り多くの熱量等を速やかに供給し得るよう、最低限必要な範囲で農林水産物生産業者等に対し、当該措置対象特定食料等を優先的に生産するよう要請する。

主務大臣は、この要請をしてもなお食料供給困難事態を解消することが困難であると認められ、必要がある場合には、3（3）のとおり、要請を受けた農林水産物生産業者等に対し、生産計画の作成・届出や、計画の変更が可能と見込まれる農林水産物生産業者等に対し、生産計画の変更を指示する。

主務大臣は、新たに政令指定した措置対象特定食料等を含め、本法第17条第3項の規定による指示をしてもなお国民が最低限度必要とする食料の供給の確保が困難であると認められ、必要がある場合には、同条第4項の規定に基づき、同条第2項において読み替えて準用する本法第15条第2項の規定による指示に従って届出をした農林水産物生産業者等であって、その届出に係る生産計画の内容その他の当該措置対象特定食料等の生産の事情を考慮して当該措置対象特定食料等の生産をすることができると認められる者に限り、当該生産計画を変更すべきことを指示する。

こうした熱量等を重視した生産の転換が必要な場合には、現に食料生産が行われていない土地を活用することも視野に入れる必要があるが、例えば休耕地における耕作者の確保や荒廃農地の再生のための費用・労力など課題が多いことを踏まえ、比較的容易に食料生産を行い得る土地から優先的に活用していくことを基本とし、必要に応じてこの趣旨を踏まえて要請等を行う。

なお、畜産物の生産は、大家畜（牛）については、飼料作物、野草等の粗飼料を最大限活用して一定水準の生産を維持し、中小家畜（豚や鶏）については、食品残さ等の利用により可能な限り生産を維持しつつ、飼料穀物の供給の減少程度及び食肉処理施設等の処理能力に応じ、計画的な食肉・食鳥処理の必要性についても検討する。

イ 価格の規制・統制

本法に基づく出荷又は販売の調整等に関する措置その他対策を講じてもなお、食料価格が著しく高騰し、又は高騰するおそれがある場合には、実施方針に定めるところにより、各法令の要件に従い、食料を含む生活関連物資の価格の安定を目的とする国民生活安定緊急措置法に基づく標準価格の設定等の措置や、物価統制令に基づく公定価格としての統制額を指定する措置等を講ずる。また、必要に応じて、過度な価格高騰をもたらす取引行為を制限するため、買占め及び売惜しみ防止法に基づく買占め又は売惜しみの防止のための措置を講

ずるものとする。

ウ 割当て・配給の実施

限られた食料を国民に公平に分配するとともに、熱量確保等のための生産を行う事業者に必要な生産資材の優先的な供給等を行うため、実施方針に定めるところにより、各法令の要件に従い、国民生活安定緊急措置法や食糧法に基づく割当て・配給を実施する。

割当て・配給の対象とする品目、対象者・対象地域、数量、実施の方法等については、実際の状況を踏まえた上での具体的な検討・整理を要することとなるが、国民にとって容易に入手可能な仕組みとする必要があるほか、乳幼児、高齢者、疾患・食物アレルギーのある者などへの配慮を行うことや国民の栄養・健康状態を的確に把握することも重要となる。このため、地方公共団体や関係団体等と協力しつつ、国民一人一人の栄養・健康状態の悪化を防ぐための取組を総合的に講ずるものとする。

V その他食料供給困難事態対策の実施に関し必要な事項

1 特定食料及び特定資材の指定に関する事項

特定食料及び特定資材の政令指定については、以下の要素を勘案して行うものとする。

(1) 特定食料の指定について

特定食料については、本法第2条第1項の規定のとおり、米穀、小麦、大豆その他の農林水産物であって、

- ・ 国民が日常的に消費しているものその他の国民の食生活上重要なもの又は
- ・ 食品の製造若しくは加工若しくは食事の提供を行う事業において原材料として重要な地位を占めるものその他の国民経済上重要なもの

として政令で定めるもの（当該農林水産物を原材料として製造し、又は加工した食品であって政令で定めるものを含む。）としている。

農林水産物には多くの品目が存在し、また農林水産物を原材料として製造又は加工される食品も更に膨大な数に及ぶことを踏まえ、以下に記載する観点を総合的に考慮しつつ、指定するものとする。

ア 国民の食生活上の重要性

人の生命維持において最も基礎的な「熱量」や、健全な身体機能・活動において重要な「たんぱく質」及び「脂質」の供給源として特に重要なもの。

イ 国民経済上の重要性

食品製造業及び外食産業において需要額が大きいもの。

ウ 本法に基づく供給確保のための措置の必要性

主として農林水産物の形態で流通・保管されるものは農林水産物のみを指定し、主に加工品の形態で流通・保管されるものは農林水産物とその加工品を指定。

農林水産物のうち、自然条件等によって短期間に生産量等が大きく変動しやすく、供給量の増減が一般的に生じやすいものは、本法に基づく措置の必要性が大きいとは判断し難い。

ただし、食料供給の状況変化等に伴って、国民生活又は国民経済における農林水産物等の重要性も変化し得ることを踏まえ、例えば国民が最低限度必要とする食料が確保できないおそれがある場合には、生産面積当たりの供給熱量の高い農産物や、ビタミン等の供給源として重要な農産物を指定するなど、実際の状況、本法に基づく供給確保のための措置の必要性等を考慮し、必要に応じて追加的に指定するものとする。

（２）特定資材の指定について

特定資材については、本法第２条第２項の規定のとおり、特定食料の生産に必要な不可欠な資材として政令で定めるもの（その原材料を含む。）としている。

「生産に必要な不可欠な資材」であることの考え方を含め、以下に記載する観点を総合的に考慮しつつ、指定するものとする。なお、特定食料の追加的な指定により供給確保が必要となる生産資材がある場合など、必要に応じて特定資材についても追加的に指定することとする。

ア 特定食料の生産における必要不可欠性

特定食料の生産を行う上で、根本的に不可欠であるもの又は一般的に期待される生産性を維持するために必要なもの。

イ 本法に基づく供給確保のための措置の必要性

資材のうち、都度の購入や更新が必ずしも必要でなく再利用が可能である耐久財（農業機械等）については、本法に基づく措置の必要性が必ずしも明らかでないことから、当面、本法に基づき指定するものとは扱わない。

２ 地方公共団体、関係団体等に対する協力の要請

措置対象特定食料等の需給や価格動向の把握、出荷又は販売の調整等の食料供給困難事態対策を的確かつ迅速に実施するため必要がある場合には、本法第11条第２項の規定により、本部長は、実施方針に基づき、地方公共団体の長、措置対象特定食料等の出荷、販売、輸入、生産又は製造の事業を行う者の組織する団体その他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の表明その他必要な協力を求めるものとする。

３ 財政上の措置その他の措置

本部設置期間においては、本法第19条の規定に基づき、必要な財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。具体的な措置の内容については、措置対象特定食料等や実際の状況など当該事態に応じて検討するものとする。

４ 国際貿易への影響の配慮及び国際約束との整合性の確保

措置対象特定食料等の輸入の促進を図る場合、国際相場やその輸入を行っている開発途上国等への影響に十分配慮することが必要である。また、本法に基づく食料供給困難事態対策の実施に当たっては、WTO協定³³を始めとする国際ルールとの整合性に十分留意するものとする。

³³ 世界貿易機関を設立するマラケシュ協定（平成６年条約第１５号）及びその附属協定。